

2025 年度 高校育英生 募集要項

公益財団法人襟川教育財団

学資金の目的

当財団の学資金は、学業が優秀で勉強する意欲がありながら、シングルマザー（母子）家庭にあつて経済的な理由により、高校や大学への進学を断念することがないよう、また進学後も勉学に専念できるように、在学中も継続して学資金を給付し、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的としています。

1. 高校育英生学資金（高校1年生～高校3年生、浪人1年を含む）

- ① 給付型学資金
- ② 給付額：月額5万円（年額60万円）
- ③ 給付期間：給付開始から高校卒業まで（但し、浪人をした者は高校卒業から1年間延長）
- ④ 給付方法：年3回（7月、10月、1月） 金融機関口座へ振込
- ⑤ 使用目的：学習塾・通信講座・家庭教師等の受講料、模擬試験の費用、参考書・問題集等購入費用、私立高校在学の育英生については授業料も含む
- ⑥ 募集人数：5名
- ⑦ 募集期間：2025年3月17日～2025年5月15日

2. 応募資格（学資金給付年度の4月1日時点）

- ① 神奈川県内居住のシングルマザー（母子）家庭の子女で、日本国籍を有する者
- ② 神奈川県内の全日制の高等学校に在籍していること
- ③ 前年度の通年成績が評定平均値3.8以上であること
- ④ 人物・学業ともに優れ、勉学に意欲があり、学校長の推薦書があること
- ⑤ 世帯年収が当財団指定の金額以下であること

兄弟姉妹の有無	世帯年収
なし	380万円以下
一人	430万円以下
二人	480万円以下
三人	530万円以下
四人以上	一人につき、上記に50万円加算

3. 学年進級時の継続要件（1年生から2年生、2年生から3年生へ進級時、浪人生移行時） （学資金給付年度の4月1日時点）

- ① 神奈川県内居住のシングルマザー（母子）家庭の子女で、日本国籍を有する者
- ② 前年度の通年成績が評定平均値3.2以上であること
- ③ 当財団が定める所定の書類を期限内に提出すること
- ④ 学資金を適正に使用していること

4. 選考方法

当財団が設置する選考委員会が選考し、理事会が採用を決定します。

- ・選考委員会の書類審査通過後、学生と保護者同席の面接を実施し採否を決定します。
- ・選考結果は採否に関わらず、7月上旬に本人及び学校宛に書面で通知します。
- ・選考の経過及び採否決定の理由については一切お答えしません。
- ・応募書類は採否に関わらず返却しません。当財団の個人情報保護方針に則り、適切に処理します。
- ・応募書類に重大な不備が認められた場合は選考の対象外とします。

5. 選考スケジュール

募集期間 2025年3月17日～5月15日

選考期間 2025年5月16日～6月上旬

採用面接 2025年6月中旬

採用決定 2025年6月下旬

採否通知 2025年7月上旬

6. 応募方法

①応募には当財団ホームページの**応募フォーム**からエントリーが必要です。

※エントリー開始日は2025年3月17日です。

- ・パソコンもしくはスマートフォンにて、**応募フォーム**から「高校育英生願書（学資金給付申請書）」に必要情報の登録を行ってください。
- ・登録が完了したら「(A) 高校育英生願書（学資金給付申請書）」を印刷してください。
- ・所定様式用の紙（B）～（E）はホームページからダウンロードしてください。
- ・応募書類（A～J）がすべて揃ったら、(E) 応募書類チェックリストを一番上にして、応募書類一式を財団事務局あてに郵送してください。
- ・郵送方法は、必ずレターパック（プラスもしくはライト）を使用してください。
- ・応募締切は2025年5月15日（木）【消印有効】です。
- ・締切後の応募書類は受付せずに返却します。
- ・応募書類の財団への持込みには一切対応いたしません。

② 応募書類

- 2025年度高校育英生願書（学資金給付申請書）①② **応募フォーム**にて作成
応募フォームに必要事項を入力し登録後、印刷した願書①の氏名欄に、生徒本人と保護者が自署し、生徒本人の写真を貼付してください。
- 課題作文③④（所定様式にて手書きで作成）
- 誓約書（所定様式にて作成）
- 学校長推薦書（所定様式にて作成）
【応募者が1年生の場合】 卒業した中学校が発行するもの
【応募者が2・3年生の場合】 在学期間が発行するもの
- 応募書類チェックリスト（所定様式にて作成）
- 成績証明書（原本）
【応募者が1年生の場合】 卒業した中学校が発行する直近のもの
【応募者が2・3年生の場合】 在学期間が発行する直近のもの

G. 高校の在学証明書

【応募者が1年生の場合】 高校の在学証明書（原本）もしくは入学許可証（写し）

【応募者が2・3年生の場合】 学生証のコピー

H. 戸籍謄本（原本）

I. 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があり、マイナンバーが記載されていないもの、原本、コピー不可）

J. 所得を証明する書類

・給与所得者…2024年の源泉徴収票、住民税の課税・非課税証明書（原本）

・自営業者等…2024年の確定申告書 第1表・2表（控）の写し、

住民税の課税・非課税証明書（原本）

以上の10点(A~J)を当財団事務局宛に郵送にて提出してください。

応募締切は2025年5月15日（木）【消印有効】です。

7. 学資金の給付

学資金を育英生本人名義の金融機関口座へ、3回に分けて振り込みます。

・給付月 7月（4月～9月分）、10月（10月～12月分）、1月（1月～3月分）

8. 育英生の義務

- ① 届出事項に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。
在籍校を転校、休学、復学、退学した場合や、受給者の氏名や住所、その他重要な事項に変更があった場合は届出が必要です。当財団まで必ずご連絡ください。
- ② 毎年度末から1カ月以内に、以下の書類を提出しなければならない。
 - a. 就学状況報告書
 - b. 成績証明書
 - c. 学資金受給更新申請書
 - d. 学資金の使途報告書（領収書等添付）
- ③ 当財団が主催する懇親会・交流会等の行事に参加しなければならない。
（交通費等の参加費用は当財団が負担します。）
- ④ 卒業前に進路報告を行わなければならない。

9. 学資金の給付停止

- ① 学資金の申請書に虚偽の記載があった場合
- ② 育英生が学資金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合
- ③ 育英生が当財団に対し指定された書類を提出しない場合
- ④ 当財団の信用を害した場合
- ⑤ 学資金給付規程第2条に規定する育英生としての資格を失った場合
（母親の再婚、神奈川県内から県外への引越し等）
- ⑥ その他、育英生として適当でない事実があった場合

10. 学資金の返還請求

- ① 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合

- ② 育英生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- ③ 育英生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が育英生に起因する場合
- ④ 育英生がこの規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘らず、改善されない場合
- ⑤ 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- ⑥ その他、当財団の学資金の趣旨に著しく反する場合

11. その他

- ① 上記 10. 学資金の返還請求に該当する場合を除き、学資金の返還義務はありません。
- ② 育英生の進学先・就職先について当財団は関与しません。
- ③ 他の奨学金制度との併願又は重複受給は可能。ただし、他の奨学金制度が併願又は重複受給が不可である場合、その併願又は重複受給を不可。

12. 問合せ、提出先

お問合せは当財団ホームページ「お問い合わせ」からお願いします。

公益財団法人襟川教育財団 事務局

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町 1-4-24

E-Mail jimukyoku@foee.or.jp

ホームページ <https://foee.or.jp>